平成２２年（フ）第１６２号
茨城県日立市日高町３丁目26番16号
債務者　石渡　　雄
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２２１号
茨城県つくば市高見原２丁目１番地19
債務者　谷村　宏次
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３６号
茨城県つくば市自由ケ丘397番地91
債務者　尾﨑　俊輔
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
茨城県土浦市真鍋新町２番32号　旭ルーミー真鍋新町29号館103号
債務者　坂口エジウソン肇こと　ＳＡＫＡＧＵＣＨＩ　ＥＤＩＬＳＯＮ　ＨＡＪＩＭＥ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０７号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2002番地１
債務者　河原井浩子（旧姓大渕）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
金沢市北安江１丁目４番12号　ダイアパレス北安江509号室
債務者　東　　寛勝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
福井県小浜市山王前２丁目４―10　ミレニアム・ガーデンＢ―203、住民票上の住所福井県小浜市小浜白鳥１番地
債務者　井関　一子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２７５号
岐阜県山県市高富720番地74
債務者　野村　美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
岐阜県各務原市前渡西町11丁目69番地１
債務者　加藤香能子（旧姓野々部）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４３号
岐阜県羽島郡岐南町三宅７―1621、住民票上の住所岐阜市長良福光2649番地２
債務者　笠原紀美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４４号
岐阜市西荘２丁目５番43―310号西荘ビル
債務者　中島　英美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地尾崎団地Ｃ６棟6081
債務者　石井ケサ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０８号
名古屋市南区北頭町３丁目12番地　北頭住宅513号
債務者　西元　和代
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３０号
愛知県海部郡蟹江町本町７丁目11番地　スカイマンションカニエ205号
債務者　石田　輝子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
三重県尾鷲市上野町７番45号
債務者　大川　公恵
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第６５１号
兵庫県姫路市広畑区本町１丁目33番地３
債務者　大塚　保博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６５号
兵庫県加古川市尾上町口里51番地の52
債務者　森井　栄司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６６号
兵庫県加古川市尾上町口里51番地の52
債務者　森井　あや
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部